

農林水産省所管 資格一覧

資格名	根拠法等	資格の種類	資格の性格※1	業務内容	有効期間	取得手続	取得負担額	更新手続	更新負担額	資格者総数(人) (H21年度末)	H21年度新規 取得者(人)	実施機関※2
獣医師	獣医師法	—	業務独占	飼育動物(牛、馬、めん羊、山羊、豚、犬、猫、鶏、うずらその他獣医師が診療を行う必要があるものとして政令で定めるものに限る。)の診療業務を行う。	—	試験合格登録	13,900円(受験手数料) 2,000円(登録手数料) 30,000円(登録免許税)	—	—	35,028 (H20年12月末現在)	988	試験機関: 農林水産省 獣医事審議会 登録先: 農林水産省
普及指導員	農業改良助長法	—	必置	協同農業普及事業(法第7条)を実施する。	—	普及指導員資格試験に合格すること又は施行令第3条の要件を満たすこと	不要	—	—	14,358 (試験合格者延べ数)	153	試験機関: 農林水産省
家畜人工授精師	家畜改良増殖法	①家畜人工授精 ②家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植 ③家畜人工授精並びに家畜体内受精卵移植及び家畜体外受精卵移植	業務独占	①雄畜から家畜人工授精用精液を採取し、処理し、雌畜に注入する業務を行う。 ②①に加え、家畜体内受精卵を処理(獣医師の指示の下に限る)し、雌畜に移植する業務を行う。 ③②に加え、雌畜のとたいから卵巣を採取し、当該卵巣から未受精卵を採取・処理し、他の雌畜に移植する業務を行う。	—	都道府県等が開催する講習会の課程を修了し、その修業試験に合格した上で都道府県知事に申請(講習会及び修業試験については、大学等において特定の科目を受講した場合免除可能)	(1)免許の交付: 都道府県 の定める額 (2)講習会: 講習会開催者の定める額	—	—	①52,176 ②3,470 ③849 (H20年度末現在)	①536 ②133 ③32 (H20年度新規取得者数)	講習機関: 都道府県 指定講習機関: 農林水産大臣 が指定する者(H22年12月現在、 国立大学法人など26機関を指定)
家畜商免許	家畜商法	—	業務独占 必置	家畜の売買若しくは交換又はそのあつ旋の事業を行う。	—	(個人の場合) 講習を修了した上で 免許の申請 (法人の場合) 講習修了者を置いた上 で免許の申請	各都道府県の定める額 (受講料、免許交付手数料)	—	—	46,883	321	講習機関: 都道府県 指定講習機関: 都道府県知事 が指定する者(H21年度以降、 都道府県知事が指定する者 による実施の例はない)
調教師	競馬法	中央競馬 地方競馬	業務独占	競馬の競走のために馬の調教を行う。	1年	免許試験合格	免許手数料 3,000円(中央競馬) 2,000円(地方競馬)	免許試験合格	免許手数料 3,000円 (中央競馬) 2,000円 (地方競馬)	214(中央競馬) (H22年1月1日現在) 578(地方競馬)	6(中央競馬) 18(地方競馬)	試験機関: 日本中央競馬会(中央競馬) 地方競馬全国協会(地方競馬)
騎手	競馬法	中央競馬 地方競馬	業務独占	競馬の競走のために馬に騎乗する。	1年	免許試験合格	免許手数料 3,000円(中央競馬) 2,000円(地方競馬)	免許試験合格	免許手数料 3,000円 (中央競馬) 2,000円 (地方競馬)	157(中央競馬) (H22年1月1日現在) 339(地方競馬)	5(中央競馬) 15(地方競馬)	試験機関: 日本中央競馬会(中央競馬) 地方競馬全国協会(地方競馬)
農業協同組合監査士	農業協同組合法	—	必置	農業協同組合中央会が農業協同組合及び農業協同組合連合会に対して行う監査業務に従事する。	—	試験合格等の要件を満たす者の中から農業協同組合中央会が選任	25,000円(受験手数料)	—	—	4,200 (試験合格者延べ数)	96(試験合格者)	試験機関: 全国農業協同組合中央会
土地改良換地士	土地改良法	—	業務独占	農用地の集団化に関する事業の専門的知識を有する技術者として、土地改良区等が作成した換地計画について意見を述べる。	—	試験合格	6,500円(受験手数料)	—	—	3,710	20	試験機関: 農林水産省
森林組合監査士	森林組合法	—	必置	森林組合連合会が森林組合に対して行う監査業務に従事する。	—	試験合格若しくは国等で組合の検査に通算5年間以上従事した者等で全国森林組合連合会の認定を受けること	受験料15,750円 (1課目3,150円×5課目)	—	—	551	27	試験機関: 全国森林組合連合会
林業普及指導員	森林法	—	必置	林業普及指導事業(法第195条)を実施する。	—	林業普及指導員資格試験に合格すること又は施行令第9条の要件を満たすこと	不要	—	—	2,909 (試験合格者延べ数)	193	試験機関: 農林水産省
遊漁船業務主任者	遊漁船業の適正化に関する法律	—	必置	遊漁船における利用者の安全の確保及び利益の保護並びに漁場の安定的な利用関係の確保に関する業務を行う。	5年間	一定の要件を満たす者で講習を受講した者から事業者が選任	講習実施機関の定める額	取得手続に 同じ	講習実施機関 の定める額	各都道府県で把握	1,890 (平成21年度講習受講者 数。新規取得者及び 継続取得者の合計。 新規取得者はその内数)	講習実施機関: 農林水産大臣の認定を 受けた法人又は個人
水産業普及指導員	水産関係地方公共 団体交付金等実施 要領	—	必置	水産業改良普及事業(実施要領第2 4(1))を実施する。	—	水産業普及指導員資格試験に合格すること又は実施要領第2 4(8)の要件を満たすこと	不要	—	—	1,587	40	試験機関: 農林水産省

資格名	根拠法等	資格の種類	資格の性格※1	業務内容	有効期間	取得手続	取得負担額	更新手続	更新負担額	資格者総数(人) (H21年度末)	H21年度新規 取得者(人)	実施機関※2
水産業協同組合監査士	水産業協同組合法	—	必置	漁業協同組合連合会及び水産加工業協同組合連合会が会員(漁業協同組合及び水産加工業協同組合)に対して行う監査事業に従事する。	—	試験合格又は国等で組合の検査に通算5年間以上従事した者等で全国漁業協同組合連合会の認定を受けること	受験料25,000円 (1科目5,000円×5科目)	—	—	541	16	試験機関: 全国漁業協同組合連合会

※1 資格の性格:
「業務独占」…特定の業務に際して、特定の資格を取得しているもののみが従事可能で、資格がなければ、その業務を行うことが法令等により禁止されている資格。名称も独占する。
「必置」…ある事業・業務を行う際に、その企業や事業所等に資格保持者を必ず置かなければならないと法令等で定められている資格。
「名称独占」…業務そのものは資格がなくても行うことができるが、資格取得者以外の者にその資格の呼称の利用が法令で禁止されている資格。

※2 実施機関:
(試験・講習・登録機関の分類) 「指定試験(講習・登録)機関」「登録試験(講習)機関」等…当該資格に係る法令等で定める要件を満たし、所管大臣等からの指定もしくは所管大臣への登録に基づき実施している機関。
「委託試験(講習)機関」等…法令等の指定によらず、業務の一部もしくは全部の委託を受けている機関。
「試験機関」「講習機関」…国又は地方運輸局等が直接実施する場合や、法令等で直接実施者が定められているもの等。